

環境経営レポート



公益財団法人地球環境センター

(対象期間:2019年4月1日~8月31日)

2019年9月30日作成

目 次

1. 組織の概要及び対象範囲他	1
2. 事業の概要と環境への取組	2
3. 環境経営方針	3
4. 環境経営目標	4
5. 実施体制	5
6. 主な環境負荷の実績	7
7. 環境経営計画	8
8. 環境経営目標と達成状況	10
9. 評価	14
10. 環境関連法規等の遵守状況	16
11. 代表者による全体評価と見直し	17

1. 組織の概要及び対象範囲他

名称	公益財団法人地球環境センター
略称	GEC
設立年月日	1992年1月28日(2010年4月1日に公益財団法人へ移行)
理事長	鈴木 直
役員等	評議員 11名、理事 8名、監事 2名
職員	約 54名
基本財産	17億5,416万円
対象範囲	
・所在地	<大阪本部> 〒538-0036 大阪府大阪市鶴見区緑地公園 2番 110号 <東京事務所> 〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 19番 4号 本郷大関ビル
・期間	2019年4月1日～8月31日

2. 事業の概要と環境への取組

公益財団法人地球環境センター(GEC)では「開発途上国への技術的支援等の国際協力」をはじめ「地球温暖化対策への貢献」「環境技術等に関する研修」など地球環境の保全に資する様々な事業を推進している。とりわけ2015年9月に国連総会で採択・発表された「持続可能な開発のための目標(SDGs)」への貢献とともに「パリ協定」に基づく温室効果ガス削減に向けての貢献を目指し、幅広く活動を展開しているところである。

2018年度には、国連環境計画 国際環境技術センター(IETC)や大阪市等と連携し、地球規模での課題となっている「プラスチック汚染」にフォーカスした国際シンポジウム・セミナー等を国内外で開催するなど「IETC への活動支援」を行った。また、「地域中核企業創出・支援事業(近畿経済産業局委託)」により「関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム(Team E-Kansai)」をプラットフォームとして、中国・ASEANを対象に日本の優れた環境・省エネ技術の海外展開を押し進めてきた。さらに、国際的都市間連携のもと「水環境ビジネス推進事業(滋賀県委託)」によりベトナム・クアンニン省等において水環境改善に寄与する取組も実施した。

一方、気候変動対策に関しては、2018年12月にポーランドで開催された「気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)」において、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実施指針が採択されたところである。日本政府では、2019年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、イノベーションを通じて環境と成長の好循環を実現し、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献することを目指している。また、2019年6月に軽井沢で開催されたG20環境エネルギー大臣会合では、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関するG20アクションプランが合意された。

GECでは、日本政府がパートナー国と共同で推進している二国間クレジット制度(JCM)を推進するために、パートナー国での温暖化対策プロジェクトを資金支援するための設備補助事業の運営管理を行っている。また、国内外においてJCMの理解促進のための様々な取組を実施するとともに、日本の低炭素技術を途上国向けに改良し普及するための低炭素技術イノベーション創出事業の運営管理を行った。GECはこのような環境省事業の実施を通じて、海外での温暖化対策の取組などを支援している。

我々GECでは今後とも「持続可能な開発のための目標(SDGs)」や「パリ協定に基づく地球温暖化対策」「開発途上国の高官等を対象とした人材育成」などの国際環境協力に一層貢献するための活動を積極的に展開していく。

さらにエコアクションの取組によりGECの事業活動に伴う環境負荷を一層低減し、組織全体の環境配慮を推進していく。

3. 環境経営方針

1 基本理念

水や空気など豊かな自然環境の恵みを楽しみながら現在を生活している私たちは、この美しく素晴らしい地球を次世代にも引き継いでいく責務を有しています。

そのためには、私たち自身が限りある資源やエネルギーを大切にしながら、暮らしと事業活動等を営み、環境負荷の少ない社会の構築に貢献していかなければなりません。

私たち公益財団法人地球環境センターは、わが国に蓄積された豊富な環境保全に関する知識と経験を活用し、国際連合環境計画の実施する開発途上国における大都市の環境保全に資する活動に対する支援及び地球環境の保全に資する国際協力等を推進し、もって開発途上国における環境保全を始めとする地球環境の保全に貢献することを目的とし設立されました。

地球環境センターは、この「設立目的」のもと、「やさしさを人へ地球へ未来の時へ」をめざし、以下の環境活動を積極的に実施します。

- 循環型社会の形成への取組
- 低炭素社会構築への取組
- 自然環境保護への取組
- 環境保全への取組
- ステークホルダーとの協働

2 基本方針

- (1) 専門的な知識・経験、国内外のネットワークを活用し、国際的な視野に立って開発途上国における環境保全及び地球温暖化対策に関する事業に積極的に取り組むことにより、展開する事業を通じて環境保全に貢献します。
- (2) 大阪本部及び東京事務所の事業活動に係る環境への影響を把握し、目標を設定し、定期的に見直しを行うなど、地球環境センターの環境マネジメントシステムを着実に運用し、継続的な改善に取り組みます。
- (3) 環境関連法令、条例等を遵守します。
- (4) 環境経営方針及び活動成果を公表します。

2018年10月1日

公益財団法人地球環境センター
理事長 鈴木 直

4. 環境経営目標

(1) 環境負荷の削減の目標（大阪本部/東京事務所）

エコアクション 21 の取組に係る事業所での主な環境負荷の削減については次のとおりである。

【目標値の設定】

- ▶ 「電力消費量（CO2 排出量）」「ガス使用量」「水使用量」ならびに「廃棄物量」の削減については絶対量を数値目標として設定し、年間1%の削減目標を設定する。
- ▶ コピーカウンター数と紙使用量の削減については、既に用紙購入量の削減を目指し両面コピーの設定は限界に近い状況ではあるが、年間1%の削減目標を設定する。
- ▶ グリーン購入の推進も、限界に近い取組みを行っているが、更なる推進をめざし、年間1%の向上を設定する。

(2) 本業等における取組目標

当財団は国連環境計画国際環境技術センター(UNEP IETC)の活動支援とともに、「持続可能な開発のための目標(SDGs)への貢献、更には、「パリ協定」に基づく地球規模での温室効果ガス削減に向けての貢献を目指した活動を行っており、国内外における地球環境保全及び地域環境改善等に寄与する取組を引き続き実施する。

とりわけ、SDGs への貢献については、GEC が従来から実施してきている国際環境協力はもとより、地域に根差した活動として、UNEP IETC、大阪市ならびに GEC が相互に連携・協力し、市民、地域、民間企業、経済団体、教育現場、NPO など環境問題に関する多くの団体等から成る「ステークホルダーミーティング」の開催・運営を通じた取組を実践する。

さらに、GEC は、日本政府がパートナー国(現在 17 か国)と共同で推進している「二国間クレジット制度(JCM)」の設備補助事業における間接補助金の執行団体として本事業の運営管理を実施している。

JCM は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用するもので、JCM によって、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により、2030 年度までの累積で 5,000 万から1億 t-CO2 の国際的な排出削減・吸収量を見込まれている。

GEC では今後とも JCM などの事業の実施を通じ、海外での温暖化対策の取組を支援

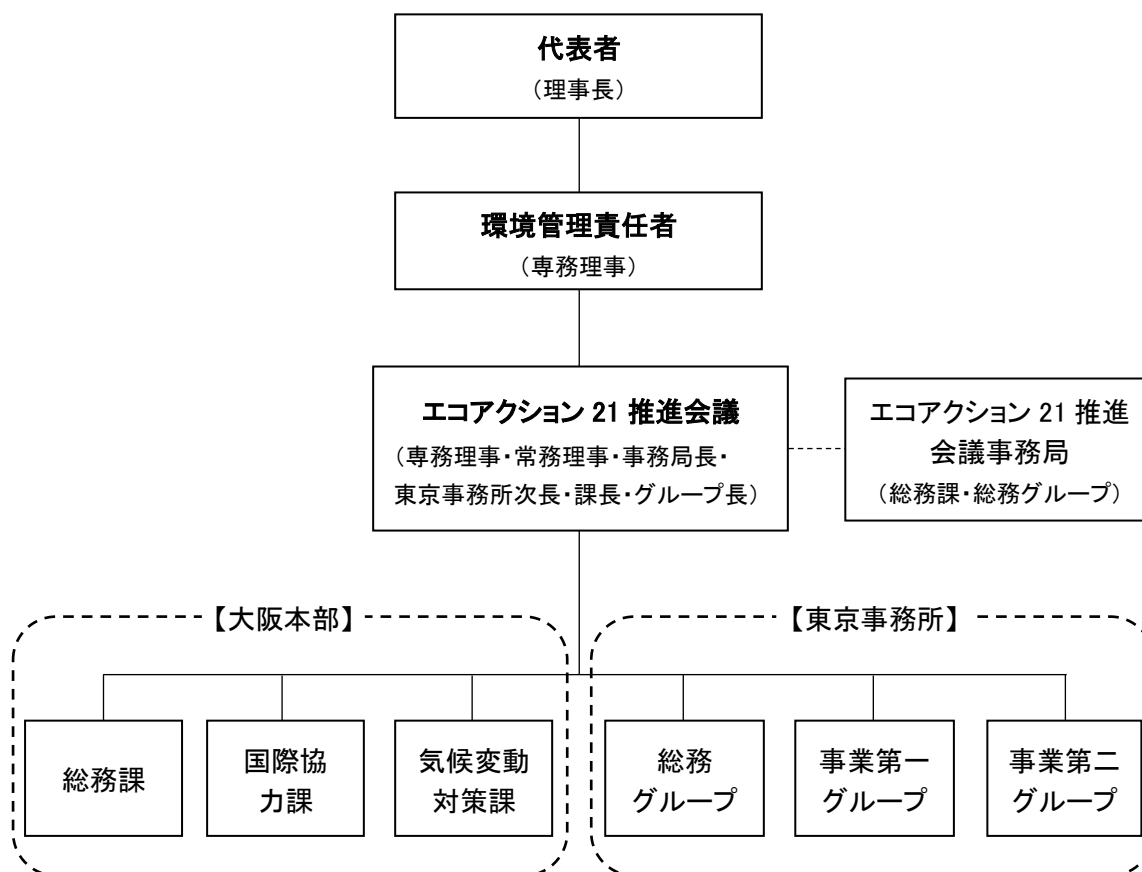
していく。

また、海外での国際シンポジウム等の開催や、国内の「ごみ減量フェスティバル ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」への参画、阪急阪神電車のSDGsトレインへのポスター掲示、ECO 縁日出展など、環境課題の解決に向けた国内外でのセミナー・シンポジウムの開催・参加をはじめ、地域イベントへの出展等を継続して実施する。

もちろん財団内では全職員を対象としたエコアクション 21 の取組に関する周知徹底を継続して図っていく。

5. 実施体制

(1) 環境経営組織図



(2) 役割・責任・権限

	役割・責任・権限
代表者 (理事長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営に関する統括責任 ・ 環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間等経営資源を準備 ・ 環境管理責任者を任命 ・ 環境経営方針の策定・見直し ・ 環境経営目標・環境経営計画を承認 ・ 代表者による全体の評価と見直し、指示 ・ 環境経営レポートの承認
環境管理責任者 (専務理事)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営システムの構築、実施、管理 ・ 環境関連法規等の取りまとめ表を承認 ・ 環境経営目標・環境経営計画を確認 ・ 環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・ 環境経営レポートの確認
エコアクション 21 推進会議 (専務理事・常務理事・事務局長・東京事務所次長・課長・グループ長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営計画の審議 ・ 環境活動実績の確認・評価 ・ 環境経営目標、環境経営計画の作成 ・ 環境関連法規等の取りまとめ表を確認 ・ 自部署における環境経営方針の周知 ・ 自部署の職員に対する教育訓練の実施(訓練記録の作成) ・ 自部署に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・ 自部署に必要な手順書の作成及び手順書による実施 ・ 自部署の想定される事故及び緊急事態への対応のための手順書作成 ・ 自部署の問題点の発見、是正、予防処置の実施
エコアクション 21 推進会議事務局 (総務課・総務グループ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境管理責任者の補佐、エコアクション 21 推進会議の事務局 ・ 環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・ 環境活動の実績集計 ・ 環境関連法規等取りまとめ表の作成及び最新版管理 ・ 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・ 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・ 環境経営レポートの作成、公開
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・ 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

6. 主な環境負荷の実績

項目	単位	2017年度	2018年度	2019年度 (4月～8月)
二酸化炭素総排出量(注1)	kg-CO2	19,889	20,459	7,707
廃棄物総排出量(注2)				
一般廃棄物総排出量	トン	1.6	2.9	1.8
産業廃棄物総排出量	トン	8.7	0.3	0.2
水使用量	m3	59	54	19

※二酸化炭素排出係数 電力：0.455kg-CO2/kWh

都市ガス：2.16kg-CO2/m3

(注 1) 大阪本部と東京事務所では異なる電力会社を利用しているが、電力量の二酸化炭素排出係数は東京事務所側を採用した。

(注 2) 2018年8月以前の排出量には東京事務所分を含んでいない。

7. 環境経営計画

(1) 事業所での環境負荷削減の取組

事業活動に伴う主な環境負荷削減の取組については、経営会議や幹部会議の場を活用し、所属長から全職員に周知徹底を図るとともに、実績報告や内容説明を行う。また、エコアクション 21 推進会議事務局より適宜組織メールにより情報提供や意識喚起を図る。

■ 事業所での環境負荷削減の取組

取組事項	取組内容(全組織・全職員)
電力使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明用電力については、必要に応じ個別スイッチでの点灯・消灯を励行し、省エネルギーの取組を継続推進する。 ● 空調用電力についても、室温を適切に調整し、併せてクールビズ・ウォームビズなど、エコスタイルへの取組も励行する。空調機器は個別スイッチにより適宜、適切に使用し、消し忘れ防止等、無駄な電力消費を削減する。 ● 照明器具は LED 化等により電力消費削減を推進する。
ガス使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪本部におけるガス利用については、適宜、適切に使用し、職員全体でガス使用量の削減を推進する。
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪本部における水道利用についても使用については、適宜、適切に使用し、職員全体で水使用量の削減を推進する。
コピー用紙の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要コピーの厳禁に加え、両面コピー、縮小コピーの励行等によりコピー使用枚数の削減を推進する。 ● 更なる IT 化を進めペーパーレス化を推進し、購入用紙の削減とともに省資源の取組を徹底していく。
廃棄物量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル可能な紙、ビン、缶、ペット類の分別を継続して推進する。資源、ごみ(可燃・不燃)の分別の徹底を引き続き徹底し、ごみ量の削減を継続して推進する。 ● 産業廃棄物については適正処理とマニフェスト管理を引き続き徹底する。
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 文具品等消耗品購入に関しては、総務課・総務グループにおいてグリーン商品の徹底を図る。 ● コピー用紙については、リサイクル用紙購入・使用を継続して推進する。

(2) 本業等における環境配慮の取組

当財団における国内外における事業執行の際には、引き続き環境配慮等の推進、環境コミュニケーション等の推進を徹底していく。

■ 本業等における環境配慮の取組

取組事項	取組内容
事業執行における環境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">● 海外における地域環境改善ならびに地球環境保全に寄与するため、近畿経済産業局及び滋賀県からの受託事業により開発途上国などにおける大気、水質、廃棄物分野等における環境改善等を進める● 環境省から間接補助金執行団体として採択を受けている「二国間クレジット制度(JCM)設備補助事業等」を適切に運用し、パリ協定に基づく地球温暖化対策に引き続き貢献する。● JCM の枠組みで実施されるプロジェクトへの資金支援件数の増加ならびに CO2 の国際的排出削減等を推進する。● 国内外におけるセミナー・シンポジウムの運営の際にはプラスチックごみ等の削減の観点から、飲料水の提供等にはペットボトルを可能な限り排除する。
環境コミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none">● SDGsへの貢献に寄与するため、UNEP IETC や大阪市役所と連携し、関係団体等とも協働しながら地域から SDGsの活動を発信するため、ステークホルダーミーティングなど開催を推進する。● ごみ減量フェスティバル「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」への参画、阪急・阪神電車の SDGsトレインへのポスター掲示、ECO 緑日出展を進める。● 地域イベントへの出展・参加を継続して推進する。● 当財団ウェブサイト上で、環境経営方針、環境経営レポートを公表する。● 財団内部コミュニケーションとして、全職員を対象に研修会を開催し、エコアクション 21 の活動報告を実施する。

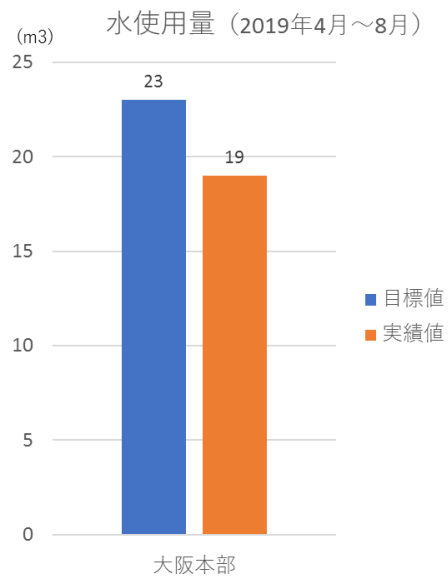
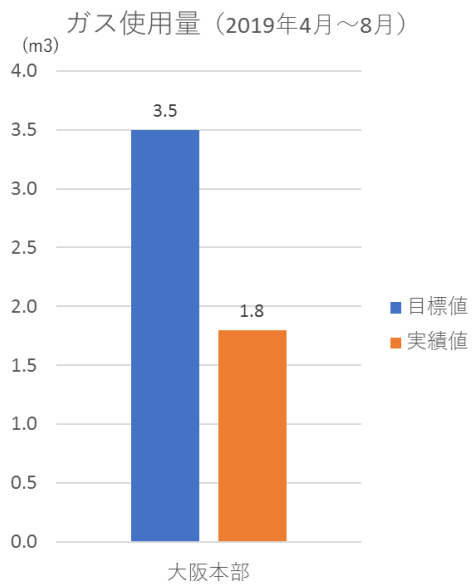
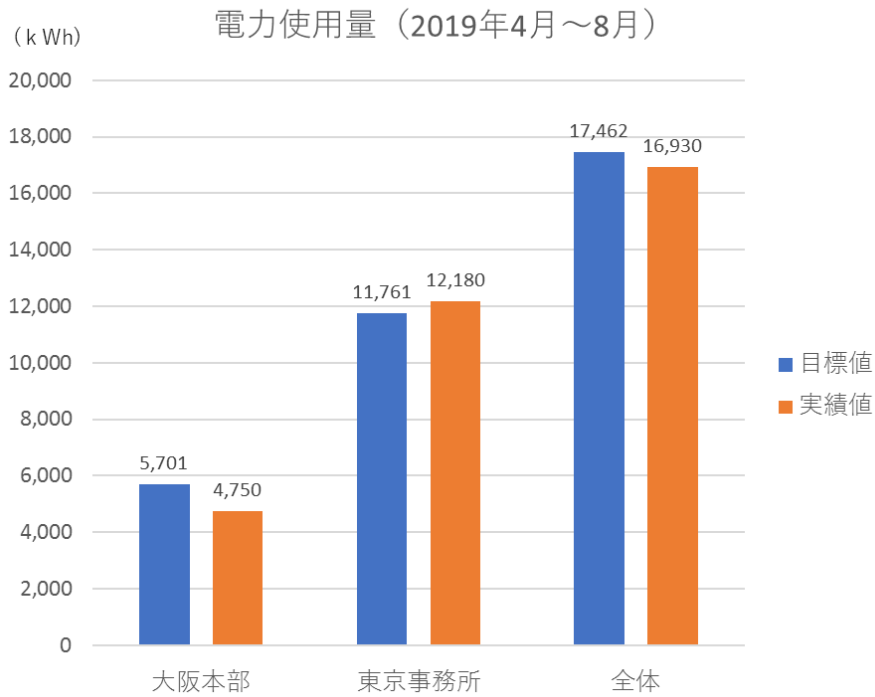
8. 環境経営目標と達成状況

取組項目	事務所	基準年	目標値	実績値	目標達成状況 (2019年度)
		2017年 (4月～8月)	2019年 (4月～8月)	2019年 (4月～8月)	
電力使用量の削減 (単位:kWh)	大阪本部	5,817	5,701	4,750	達成
	東京事務所	12,001	11,761	12,180	未達成
	全体	17,818	17,462	16,930	達成
ガス使用量の削減 (単位:m ³)	大阪本部	3.6	3.5	1.8	達成
	東京事務所	対象外(注2)	—	—	—
水使用量の削減 (単位:m ³)	大阪本部	24	23	19	達成
	東京事務所	対象外(注2)	—	—	—
コピー用紙の削減 (単位:カウント) (注1)	大阪本部	103,296	101,230	84,619	達成
	東京事務所	217,728	213,373	166,788	達成
	全体	321,024	314,603	251,407	達成
廃棄物量の削減 (単位:Kg)	大阪本部	680 (2016年) (注3)	666	811	未達成
	東京事務所	890 (注3)	872	1,115	未達成
	全体	1,570	1,538	1,926	未達成
グリーン購入推進 (単位:%)	大阪本部	—	71%	90%	達成
	東京事務所	—	71%	64%	未達成
	全体	—	71%	73%	達成

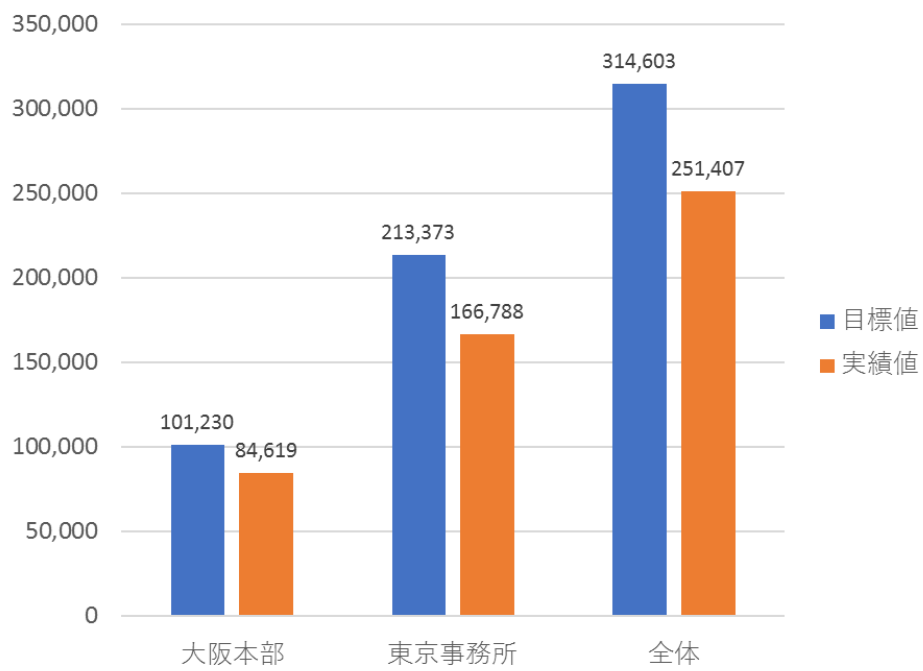
(注1) コピー用紙削減についてはコピーカウンター数で評価

(注2) 東京事務所はテナントビル内であり基準年度等におけるガス使用量・水使用量は対象外

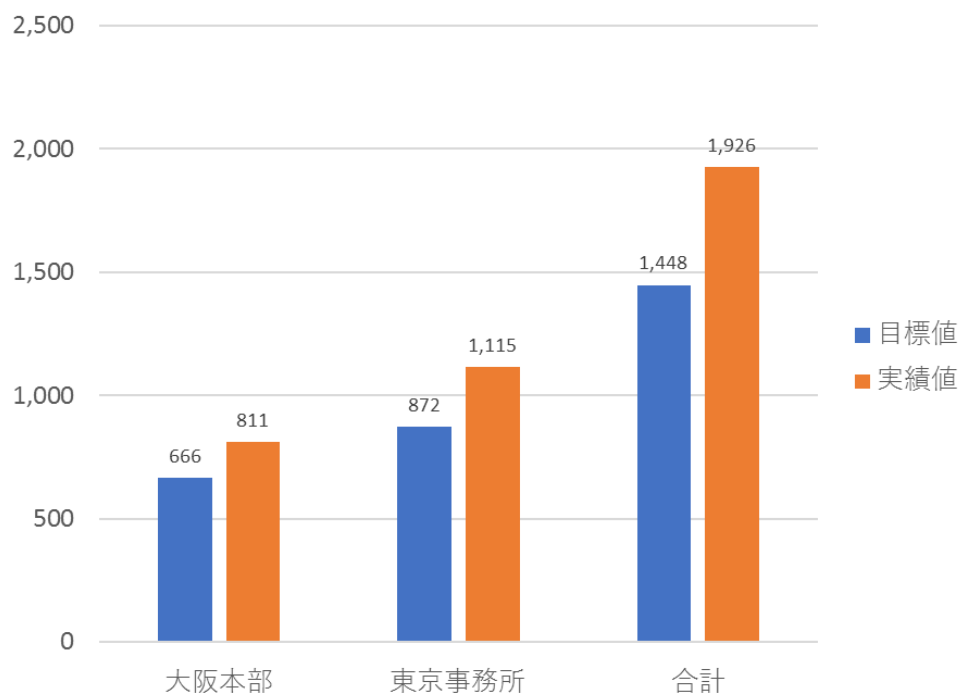
(注3) 廃棄物量の基準年度のうち、大阪本部は2016年度実績値を設定(2017年度は大型廃棄物が含まれたため)、また、東京事務所は2018年度(2018年9月10月の2か月)実績値より推定

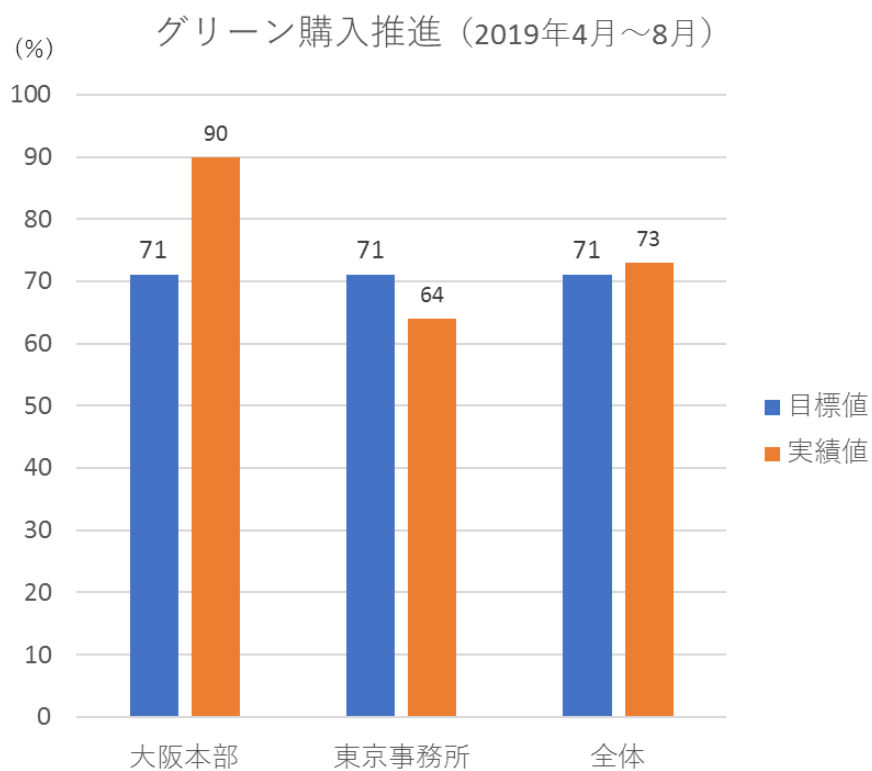


(カウント) コピー用紙印刷カウント数 (2019年4月～8月)



(Kg) 廃棄物量 (2019年4月～8月)





9. 評価

(1) 全体評価

2018年9月に「エコアクション 21」の組織を立ち上げ、計画や目標を立案し、実際の職員の取り組みは2018年10月からとなった。また、今回の達成状況は2017年度の実績を基準値とし、2019年度の削減(グリーン購入は購入率のアップ)目標を設定した。2019年度の実績は2019年4月から2019年8月までの実績である。

大阪本部と東京事務所を併せた組織全体では、6項目中5項目で目標を達成しており、全体的には評価できる達成状況となっている。しかしながら、未達成の項目もあり、2019年度の目標を達成するために、大阪本部、東京事務所ごとに電力、水、コピー用紙、廃棄物量等の削減状況を定期的にリサーチし、目標と削減実績が乖離していく状況が起こった場合はその要因を探り、対策を適時のタイミングで実施することとしたい。

(2) 電力使用量の削減

電力については、必要に応じて照明や空調の調整を実行できており、数値的には組織全体においては達成したものの東京事務所では未達成の状態となった。主な要因は事業量の増加に伴う電力を使用する時間帯の増加などが考えられる。業務の効率化や働き方改革を導入、推進することにより、役職員の事業所における労働時間の短縮を図ることなどで本質的な課題を解決する。

なお、クールビズ・ウォームビズを徹底しており、室温設定も適切に調整している。

照明器具については、LEDへの交換を積極的に行っている。

(3) ガス使用量の削減

大阪本部においては目標を達成できている。東京事務所は同フロアに複数テナントが共同で使用しているため対象外である。大阪本部においても同建物内別組織が少量使用しているだけであり、今後、環境経営目標からは除くことを検討している。

(4) 水使用量の削減

大阪本部においては目標を達成できている。東京事務所は同フロアに複数テナントが共同で使用しているため対象外である。大阪本部においては、節水を呼びかけ、無駄な水の使用は控えることができている。ただし、水の使用量は職員数の増減に影響を受けるため、大きな職員数の変動があった場合には、職員1人当たりなどの目標設定を見直す場合も想定している。

(5) コピー用紙の削減

不要なコピーを行わないことや両面コピーの使用を徹底することにより、コピー用紙の削減が行われ、目標も達成している。今後は、オンライン決裁、ペーパー資料を用いない会議の導入などにより、限界にきているコピー用紙の削減を業務の IT 化により結果的にペーパーが削減されるよう進めていく。

(6) 廃棄物量の削減

分別廃棄は徹底されているが、目標は達成できていない。当財団では機密性の高い書類については適宜廃棄処分を行っており、その廃棄分は全廃棄物量の半分程度を占める。ペーパーレス化を推進していくことにより機密性の高い書類を減らし、廃棄物量の削減を進めていく。また、事務用品の廃棄については、廃棄せずリユースできる物品の購入に努め、職員にも同様の意識を持ち商品を購入することを奨励していく。

(7) グリーン購入

組織全体としてグリーン購入については目標達成となったが、引き続き事務用品や用紙の購入担当部署である大阪本部総務課、東京事務所総務グループにおいて、グリーン法対象商品およびエコ商品ネット掲載商品を意識的に購入することを進めていく。

10. 環境関連法規等の遵守状況

法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	遵守状況
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」	※事業者としての責務 (廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等) ・一廃収集業者の許可の確認 ・産廃収集運搬・処分業者の許可の確認、契約	
「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」 「東京都廃棄物条例」 「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」	※事業者としての責務 (廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、再利用、再生利用の促進等)	○
「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」	※排出者としての責務 ・特定家庭用機器の長期間使用・特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制 ・特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬者、再商品化者への適切な引き渡し	○
「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」	※事業者としての責務 ・温室効果ガス排出の抑制	
「大阪府温暖化の防止等に関する条例」 「東京都 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」	※事業者としての責務 ・温室効果ガス排出の抑制 等	○
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」	※事業者としての責務 ・できる限り環境物品等を選択するよう努める	○

事業活動に関しては、環境関連法令等の違反はなく、また、これまでに関係当局より法令違反等の指摘や行政指導を受けたことはない。

11. 代表者による全体評価と見直し

当財団は、わが国に蓄積された豊富な環境保全に関する知識と経験を活用し、国際連合環境計画の実施する開発途上国における大都市の環境保全に資する活動に対する支援及び地球環境の保全に資する国際協力等を推進し、もって開発途上国における環境保全を始めとする地球環境の保全に貢献することを目的として事業を実施している。

エコアクション 21 の取組においては、取組項目として「電力使用量の削減」「ガス使用量の削減」「水使用量の削減」「廃棄物量の削減」には絶対量を数値目標として設定、「コピー用紙の削減(コピーカウンター数)」「グリーン購入の推進」には限界にも近い形で取り組んでいるため、更なる推進を目指すこととして取り組むこととした。

この間、当財団では本業の事業量が年々増加傾向にあり、電力使用量の削減など取組項目において絶対量を数値目標として経営を推進するには困難性を含むものの、組織全体としてチャレンジングな目標設定をクリアすることにより、一層の環境配慮を推進することとしてきた。

2019 年度に掲げた環境経営の取組項目(電力使用量・ガス使用量・水使用量・コピー用紙の削減等)については概ね数値目標を達成したと評価するも、持続的に達成継続することへの意識を忘れてはならないと考える。一方、廃棄物量の削減においては目標未達成の状況となっており、原因究明とともに目標達成に向けての取組を進めていく。

当財団は冒頭にも記述したように「開発途上国における環境保全を始めとする地球環境の保全に貢献する」ことを目的として設立された法人であり、環境経営方針における基本理念及び基本方針は堅持しつつ、当財団を取り巻く社会経済状況や政策状況の変化に柔軟かつ迅速に対応するため適切な事業執行体制ならびにエコアクション 21 に係る運用体制の整備・構築を進めていく。

また、環境経営計画ならびに環境経営目標に関しては当面絶対量の削減に向けての取組を推進していくが、本業における事業量等の変化との関係も点検・精査しながら原単位での目標設定も視野に入れて検討する必要があると考える。

当財団では今後とも全役職員一丸となって、本事業である SDGs やパリ協定への貢献とともに、更なる環境配慮に向けてエコアクション 21 に取り組んでいく所存である。